

制定 昭和 46 年 10 月 28 日  
改正 平成 12 年 5 月 26 日  
改正 平成 25 年 3 月 21 日

一般財団法人日本ウエザリングテストセンター  
賛 助 会 員 規 程

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本ウエザリングテストセンター（以下「本財団」という。）  
定款第 45 条第 4 項の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 本財団の趣旨に賛同する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得て、賛助会  
員となることができる。

第 3 条 賛助会員の種類は、次の 2 種とする。

- (1) 法人会員
- (2) 団体会員

第 4 条 賛助会員は、本財団の事業目的の遂行を援助するとともに、入会金の口数に応じた暴露台  
の優先使用、その他設備を利用する便宜、並びに諸事業から生じる成果を受けることができ  
る。

第 5 条 賛助会員は、別表 1 に定める入会金を加入した月の末日までに納入するものとする。

第 6 条 賛助会員は、別表 2 に定める会費の 1 か年分を毎年 4 月末日までに納入するものとする。

- 2 本財団の事業年度の途中で入会した者は、入会した日の属する月から当該事業年度末まで  
の会費を、入会した月の末日までに納入するものとする。
- 3 前第 1 項及び第 2 項の会費の納入は、四半期毎に分納することができる。

第 7 条 賛助会員が退会した場合には、既に納入した入会金及び会費は返還しない。

第 8 条 賛助会員は、事業年度の終わりに退会することができる。

- 2 退会の申出は、事業年度終了の日から 3 か月前までに書面をもって行うものとする。

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合、その権利を失う。

- (1) 解散したとき。
- (2) 退会したとき。

附 則 本規程は、昭和 46 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 本規程の改正は、平成 12 年 5 月 26 日から施行する。

附 則 本規程の改正は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。

別表 1

賛助会員の入会金は、次のとおりとする。

種 類	入 会 金
法人会員	1 口、200,000 円以上
団体会員	1 口、200,000 円以上

別表 2

賛助会員の会費は、次のとおりとする。

種 類	区 分	金 額
法人会員	資本金額 3 億円未満	月額、金 2,000 円
	資本金額 3 億円以上 10 億円未満	月額、金 3,000 円
	資本金額 10 億円以上 50 億円未満	月額、金 5,000 円
	資本金額 50 億円以上 100 億円未満	月額、金 7,000 円
	資本金額 100 億円以上	月額、金 9,000 円
団体会員	前年度決算金額 5 千万円未満	月額、金 4,000 円
	前年度決算金額 5 千万円以上 1 億円未満	月額、金 8,000 円
	前年度決算金額 1 億円以上	月額、金 12,000 円